

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議について

平成 24 年 4 月 5 日
生涯学習政策局長決定
平成 29 年 5 月 12 日一部改正
令和 4 年 8 月 26 日一部改正
令和 6 年 11 月 12 日一部改正

1 趣旨

平成23年1月の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、質の向上に向けた専修学校の自主的な取組の支援として、教職員の資質向上や、教育活動の評価への取組の促進等が指摘されるとともに、各学校種を通じた総合的な視野から高等教育における職業教育を充実させるための方策等について提言がなされた。これを受け、本会議を設置し、方策のさらなる具体化について検討が行われ、職業実践専門課程の認定制度の導入など様々な施策を行ってきた。

以降、専修学校の質の保証・向上に係る様々な論点に関し、本会議において継続的に検討を進めてきたところ、令和5年度には、実践的な職業教育を推進するために大学等との制度的整合性を高めるための措置を講ずることや、社会の変化やその要請を踏まえた社会人や留学生の受入れ拡大、高等教育の修学支援新制度の中間層への拡充等への対応等についての振興策の提言が行われた。この提言の一部を実現するために、学校教育法の一部を改正する法律案を提出し、令和6年6月に可決、成立した。この法改正では、単位制の導入や自己点検評価を義務付け、外部の識見を有する者による評価を努力義務化するなど、専門課程を高等教育機関として位置づけ、その教育等の質を確保するための措置等が講じられた。

また、わが国では、急速な少子化が進行し、人口が減少していくことが見込まれるところ、専修学校における時代の変化に対応した職業教育の在り方や社会・産業のニーズを踏まえた専門人材の養成、留学生の受け入れ方策などについて、短期的だけではなく、中長期的な視点からも専修学校の果たすべき役割や振興策について検討を進めることが必要である。

以上の状況等にかんがみ、専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、社会の要請に応える専修学校の質の保証・向上に関する調査研究を行い、もって今後の施策立案等に資するものとする。

2 検討課題

専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、主として以下のような課題への対応等について検討を行う。

- (1) 評価など専修学校の質の保証・向上に関すること
- (2) 社会のニーズを踏まえた職業教育の充実や地域と連携した人材育成等に関すること
- (3) 質の高い留学生の適切な受け入れや在籍管理の方策等に関すること
- (4) その他、専修学校の振興方策に関すること

3 会議の運営

学識経験者、専修学校関係者等を委員として委嘱し、2に掲げる課題について調査研究を行う。なお、必要に応じて委員以外の者に協力を求めるものとする。

4 委員の委嘱期間

委員の委嘱期間は2年以内とする。

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議委員（令和6年度）

敬称略、五十音順

市原 康雄	学校法人名古屋技芸学園理事長
植上 一希	福岡大学人文学部教授
岡部 みどり	上智大学法学部国際関係法学科教授
小木曾 稔	新経済連盟渉外アドバイザー
河原 成紀	学校法人河原学園理事長
小林 浩	リクルート進学総研所長
瀧本 知加	京都府立大学公共政策学部福祉社会学科准教授
野田 文香	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教授
福本 卓也	東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課長
堀 有喜衣	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
前田 早苗	千葉大学名誉教授
吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
吉田 寿美	東京都立上野高等学校校長
吉本 圭一	滋慶医療科学大学教授

[計14名]